

令和5年度
第2回中原区青少年指導員・PTA
地域巡回パトロール活動情報交換会
〈次第〉

日時 令和6年2月10日(土) 14時～
場所 中原区役所 502会議室

1 開会

中原中学校区 505会議室

2 あいさつ

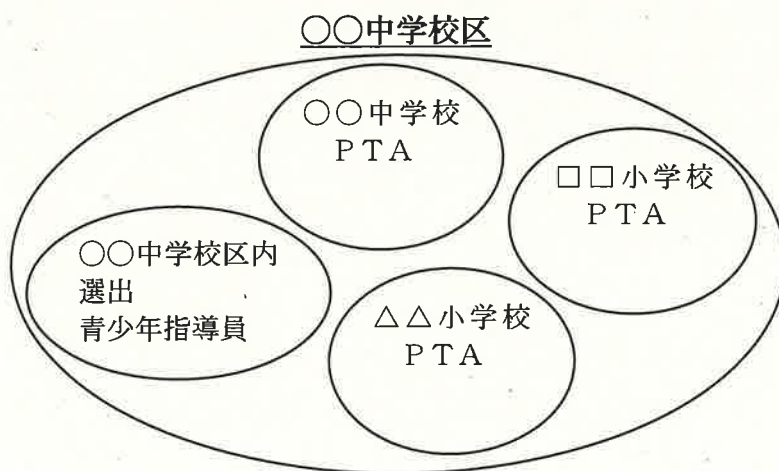
3 情報交換

(1) 情報交換会の進行説明

(2) 分科会

- ・原則として、1中学校区を1グループとし、各中学校1校区内の町内会から選出された青少年指導員及び各小学校・中学校の校外委員に分かれて情報交換を行います。
- ・分科会に司会及び書記をおき、最後に事務局へ記録を提出してください。

分科会（中学校区単位）のイメージ



(3) 全体会

- ・分科会で話し合われた内容の報告を行い、情報の共有をはかります。

4 閉会

令和5年度第1回中原区青少年指導員・PTA 地域巡回パトロール活動情報交換会議事録

日時 令和5年6月24日(土) 14時～16時
場所 中原区役所5階502会議室
参加者 中原区青少年指導員 24名 小学校・中学校PTA・校外委員 42名
幸区青少年指導員 1名
地域みまもり支援センター学校・地域連携担当 1名
中原区PTA協議会会長 1名

事務局 2名

開会のことば：山下副会長

あいさつ：工藤会長

来賓あいさつ：中原区PTA協議会 相沢会長

中原区役所学校・地域連携担当 山本担当課長

(1) 分科会・・・原則として1中学校区を1グループとし、各中学校区内から選出された青少年指導員及び各小学校・中学校の校外委員に分かれての情報交換

(2) 全体会・・・区におけるパトロール全体に関する情報交換

総評：橋本副会長(パトロール委員長代理)

コメント：中原区PTA協議会 相沢会長

中原区役所学校・地域連携担当 山本担当課長

閉会あいさつ：工藤会長

※青少年指導員の発言は(青)、PTA・校外委員の発言は(P)としています。

1. 平間中

(1) パトロールを行ってみて、地域で気づいたことについて

(P) 平間小：不審者がたまにいる。平間より鹿島田寄りで変な人にぶつかられたなど聞く。習い事の帰り、全身黒づくめの人を見た。毎日パトロールをしている(当番制4人)。平間公園に19時でも子供を見かける。小学生が帰るまでパトロールをして、帰るよう促す。17時の鐘で帰るのは周知されている。

古市場小：交通安全指導を行う中で自動車の猛スピード、大人のマナーが悪い。中学生は年頃なので被っていないが、特に被るように勧めてはならず自己判断にしている。不審者情報は減ったように感じる。4、5年前より平間公園での不審者情報を聞

かないので、あまりパトロールをしていない。

- ・上平間公園は昔、たむろしていた話があったが、今はすぐに通報される。
- ・公園によって時計がない？
- ・中学生がイベントの後にクラスで焼肉などの打ち上げをやっている。
- ・運動会はコロナの影響で変わった？

(2) 最近の学区内不審者情報について

- ・学区内では聞かない。
- ・ピーガル、みんなパトなどアプリ活用しても良い。

(3) 盆踊り、祭礼等パトロールの時間帯について

- ・平間銀座フェスティバルは8/5, 12, 19 (サンバ), 26。
- ・上平間公園盆踊りは7/26, 27 (雨天の場合は28日)
- ・上平間公園ラジオ体操は8/7~8/13
- ・第3町会流しそうめんは9月？

(P)・平間小パトロール：8/5 平間中パトロール：8/12 19時50分~

- ・古市場小パトロール：7/15, 16 (中央公園盆踊り)、22, 23 (第一公園)、29, 30 (2丁目盆踊り)

- ・平間中パトロール：8/26, 27 (天満天神社お祭り)

(青) 20時から30分程度 (平間商店街、北谷町周辺)

(4) 各小学校のパトロールについて (時間、人数や規模、コースの選定方法、やり方)

- ・平間小は毎日集合16時45分、17時になったら帰るように声掛けをしている (平日)。
- ・昔は学区を守っていたが、今は学区に限らず交流がある。
- ・LINEで連絡を取って約束して、塾で他校の生徒と会う子がいる。
- ・古市場小は、コロナで活動を縮小したためパトロールはしていない。83運動 (8時と15時に見回る) の協力をお願いしている。
- ・川崎工科高校の生徒がタバコを吸ってポイ捨てしている。
- ・平間中は朝のあいさつ運動を実施している。

2. 玉川中

(1) パトロールを行ってみて、地域で気づいたことについて

(P) 向河原商店街の歩道に柵などがなく、道幅も狭いため危険。町内の方が高齢になり踏切など危険な場所を見守りしてくださる方がいなくなり外注している。

(青) 学校から町会に相談して解決しない場合は区役所に相談するといひ。

(2) 最近の学区内不審者情報について

(P) 去年はいくつか不審者情報がありましたが、今年は見守りをしてくださっているお陰で、今のところないです。

(3) 盆踊り、祭礼等パトロールの時間帯について

(P) 10月頃、下沼部小で花火大会を開催予定。PTA・おやじの会で見守りする
(9時～20時)

(4) 各小学校のパトロールについて(時間、人数や規模、コースの選定方法、やり方)

(P) 先生が見守りできない時に4人で向河原商店街を見守りしている。

3. 住吉中

(1) パトロールを行ってみて、地域で気づいたことについて

(P) 刈宿小：5～10月の期間で火・木の下校時に3か所に立ってパトロールを行っている。情報は特になし。

木月小：登校時に固定の場所で見守りをしている。進入禁止区域に車が進入している様子がある。

住吉中：特にやっていない。

- ・自転車が無灯火の大人が多い。小中学生の夜間の徘徊は見られない。中原区全体で少年非行は減少している。

(2) 最近の学区内不審者情報について

・4/24(市ノ坪校区)、6/21(市ノ坪路上、60歳～70歳)の下半身露出は別の人物と思われる。住吉高校生徒が登校時に痴漢の被害あり。

・メール情報は注意喚起ではあるが、犯人捜しにもなりすい。小学校はメールで情報が流れている学校もある(木月小)。学校間で連絡は取り合っている(住吉中校長談)。

・自転車の盗難が多い。

・交通安全教室の開催→ヘルメット着用促進

・二ヶ領用水浴いは、夕方暗いので注意。

(3) 盆踊り、祭礼等パトロールの時間帯について

(P) 刈宿小：校外委員が行っていたが、コロナで中止。今年は未定だが、今後協議予定。

住吉中：校外委員で行っていたが、今年度は委員の人数が少なく、参加予定なし。生徒の親には「～しながらパトロール」をお願いしている。

木月小：校外委員で盆踊り(二か所)のパトロールに参加予定。

- ・コロナ明けで子供たちがどの程度参加するか未知数。今年度の参加具合を見て問題点があれば出していく。

(4) 各小学校のパトロールについて(時間、人数や規模、コースの選定方法、やり方)

- ・八幡橋のポールを蹴飛ばしている中学生がいたと中学校に相談あった。→地域の方も気にかけてくれている。更にパトロールをプラスにできるように地域の方たちも巻き込んでいきたい。

4. 井田中

(1) パトロールを行ってみて、地域で気づいたことについて

(P)・パトロールを実施していない。下小田中小は、パトロールの際に必要な旗を学校に取りに行くのが大変なため、前日子供に持って帰らせる等して保護者が参加しやすいようにする(9月から)。

- ・登下校は家庭の責任になるということを保護者に理解してもらおう。
- ・中原区でも「わんわんパトロール」が始まった。

(青)・青少年指導員のパトロールは月2回 20時から。ちょうど子供たちがいない時間帯。もう少し遅い方が塾帰りの子供たちがいるかも。裏道に入ると大人もいない。

- ・23時~4時は親と一緒に子供は出歩いてはいけない。補導される場合もある。
- ・写真付きのパトロール報告は住吉地区のみ。他の地区は文字のみ。

(2) 最近の学区内不審者情報について

- ・公然わいせつ、ちかんが多い(特に井田3丁目)。
- ・ピーガルくん 子供安全メールに登録すると情報が来る。
- ・今カメラが進化してお祭りの浴衣の写真を撮った時に透けてしまうことがある。写真を撮らないようにするのは不可能で、SNSに拡散されたらいじめに繋がるかも。

(3) 盆踊り、祭礼等パトロールの時間帯について

- ・中学校：20時~21時
- ・小学校：おやじの会とPTA
- ・祭礼は9月30日(土)と10月1日(日)
井田の場合は子ども会主催、他の町内会は町会が主催。
- ・井田神社のお祭りの時、裏側のパトロールをした方がよい。うす暗い中、子どもたちが遊んでいることが多い。

(4) 各小学校のパトロールについて(時間、人数や規模、コースの選定方法、やり方)

- ・防犯・安全マップを作っている。
- ・動画を作って子供たちに安全指導。
- ・子供校外委員を中心に地域の見守りをしてくださっている方にお礼の手紙。

5. 今井中

(1) パトロールを行ってみて、地域で気づいたことについて

(P)今井小：毎週(火)見守り3か所(今井小の信号あるところ、ないところ、フリーの3か所)。

(青)民生委員は月2回(1、15日 7時45分~8時15分)声掛け、今井小、東住吉小~綱島街道側。

交通指導員、子ども会、1年生の親付き添い送り迎え。

(青) パトロールまだ。盆踊り(住吉7/22、23)→住吉小がパトロール。今井神社(7/29、30)→今井小がパトロール。東住吉一市ノ坪神社(盆踊りやらない、おみこし・お祭りはやる?)

(P) PTAを夫婦で協力してやってほしい。男性の割合が少ない。

(青) IDカード?身分を名乗れるように。語尾優しく声掛け「~ダメ」、「~しない」→「~しないでね」。コミュニケーション大事。幼児へお祭りの日は遊具で遊べないと声掛け。パトロールの際は、3人ぐらいでグループを作って、ビブス着用、歩きやすい靴で、自分たちは不審者でないことは示し、パトロールをしている意識で活動する。

※その他情報交換の内容

(青) 今井を冬の火の用心で回っている。パトロール中にそれほど怖い思いをしたことはなく、パトロールは抑止力になる。

(青) 秋には祭礼がある。7月の段階ではパトロールについて決めた方がよい。今井西町、上町、仲町…小杉は9町会ある。

(青) 小杉はゲームセンターがない。

(青) 東住吉で以前に追いかけるという不審者情報があった。

(P) ミマモルメ

(青) ここ最近警察から不審者情報か来ていない。

(P) 不審者情報の一覧を見ると、結構あるんだなと思った。

(P) 公園にいると声をかけてくる人(自転車に飾りつけてる)の相手をしない。

(青) 公園で遊んでいると怒鳴りこんでくる人もいる。

(青) コロナの頃は塾はリモートだった?夜遅いの大丈夫?横浜BKの自転車置き場とブレーメン通りは置き引きが多い。

(青) 自転車が多い今井小地域では、6年間のうちに2回、警察が来て講習を実施した(5月に交通安全教室)。1回のうち東住吉小で実施予定のものが中止になった。校外委員が警察にやってほしいと伝えればやってくれる。

(青) 自転車事故が多く、子どもたちの事故も増えているので減らしたい。小学生で自転車に乗り始めた子たちへ指導をするのが大事。

(P) 住吉小では家近い人が自転車を持ってきて、学校で知識を増やす機会を作っている。

(青) 正しく安全に。

(青) ママチャリが怖い。

(P) 新しくできたグリルマーケットは自転車OKのため、くつろいでいる人が多いと自転車が通りづらい。

(青) 小学生男子の手放し運転、ピーサン危ない。ヘルメット着用義務?大人もなかなか普及しない。巻き込まれないように。

(青) 法政二校の歩き方どうにかしてほしい。列が途切れないからお店に入れない。踏切

使えないから流れてくる。

(青) 住吉小は緑のおばさんいる？下校も見てくれている。プールの方、ガードレールついたらけど危ない。

(P) 警察が立っているのはどういう判断で決めている？→危ないところ、事故が多いところに立っていてアフターフォローをしっかりとってくれる。

(青) 交通指導員が基本。

(青) 子供たちを見られる行事をたくさん見て。行事を見てくれると子供たちは嬉しい。成長はあっという間。なるべく寄り添って。

6. 中原中

(1) パトロールを行ってみて、地域で気づいたことについて

(PTAの現状)

| | 小杉小 | 西丸子小 | 上丸子小 | 中原中 |
|----------|-----|------|---------------|-----------|
| ① パトロール | × | × | コロナ前は祭り時のみ実施 | 祭り時のみ実施 |
| ② 校外委員 | × | × | ○ | 資源ごみ見回りのみ |
| ③ 登下校見守り | ○ | ○ | ○ 学年ごとに当番制 | × |

(青少指)

丸子地区：塾帰りの子が多い。学区内の子はパトロール時間帯で会うことはない。公園からの飛び出し、騒音クレームはある。

小杉地区：町内会は実施しているが、小杉2丁目は年末の夜警のみ。

(2) 最近の学区内不審者情報について

(P) PTA側としては、特に情報共有はしていない。できたらよい。

(青) アプリ等（みんパト、ミマモルメ）を周知するとよい。行政として工夫を。

(3) 盆踊り、祭礼等パトロールの時間帯について

(P) 中原中としては、3つの夏祭りでパトロール予定。

(青) 青少指は祭り時には祭りの警備が中心。

(青) 学区と町内会の単位が違うのでややこしい。

(青) 小杉地区は地区内のパトロールはしている。

(4) 各小学校のパトロールについて（時間、人数や規模、コースの選定方法、やり方）

(P) 校外委員がない（上丸子小を除く）

(P) 2か月に一回、親が通学路を見守ることをしている（西丸子小）

(P) 丸二などは自転車も多く、子どもとぶつかったのを目撃したりした。自転車マナーの悪さも目立つ。

(青) 飛び出しもあり、自転車も被害者になるケースもあり。

7. 宮内中

(1) パトロールを行ってみて、地域で気づいたことについて

(青) パトロールは平日夜が多い(夜20時から1時間くらい※22時以降にするのが理想)。

御殿町：明るくて、暗いところがない。

玉川・市ノ坪：暗いところあり。ドキッとすることがあり。本物の不審者が出ている。※不審者→子供に声掛け、写真撮らせてほしいという(17時や塾帰り多い)

ニヶ領：意外と明るいのでいない。

大戸地域：中原駅を中心にパトロールしている。

(青) 自転車の無灯火に声掛けしている。

(青) 宮内塾で自転車の苦情あり。道路にはみ出して自転車が並べられている(改善傾向有)

(青) 夜遅くに下小田中の公園で遊んでいる子供へ声掛けしたことがある。

(青) 15時半～16時前後(人出が少ないとき)に声掛けを保護者へ依頼したい。

(青) 春日神社で不審者情報あり。

(2) 最近の学区内不審者情報について

(青) イタズラ目的で、カギをかけていても自転車の盗難が多い。

(青) 近所で自転車が近くのドラッグストアに移動させられたこともある。

(3) 盆踊り、祭礼等パトロールの時間帯について

- ・橋場公園：8/5, 6, 神明神社・宮内小：7/29, 30 19時半～開始
- ・大人の酔っ払いが多い。

(4) 各小学校のパトロールについて(時間、人数や規模、コースの選定方法、やり方)

- ・宮内中：宮内小の盆踊りで一緒に
- ・中原小：朝の見守り(保護者の朝の挨拶)
- ・宮内小：朝か帰りに見守り(保護者)。校外委員が盆踊り、お祭りの見守り(青少年指導員と一緒に)

8. 西中原中

(1) パトロールを行ってみて、地域で気づいたことについて

- ・コロナ期間中は平和。
- ・自転車・スマホのマナーが悪い。

- ・子供を送った後、スピードを出して走る親の自転車マナーが悪い。

(2) 最近の学区内不審者情報について

- ・ 19時頃、帰宅時に中原街道沿いで後ろから抱きつかれ事案。
- ・ 小4の子が塾帰りに「親が病院に運ばれた」と嘘の声掛けをされた。
- ・ 高校生が体を触られる、つきまとわれ事案。
- ・ 駅前路駐、立ちション、マナーが悪い。
- ・ 露出

(3) 盆踊り、祭礼等パトロールの時間帯について

- ・ 20時～21時 盆踊り、お祭り開催時間及び後
- ・ 21時～22時 盆踊り、お祭りの後（大谷戸小）
20時45分～21時15分（西中原中）
- ・ 夕方（放課後）学区外をPTAで見回り。

（西中原中は学校の先生（各学年で1名）が数名でパトロール活動に参加している）

- ・ 8月：大戸神社、新城神社
- ・ 9月：例大祭

(4) 各小学校のパトロールについて（時間、人数や規模、コースの選定方法、やり方）

- ・ 自主的にPTA会長とおやじの会でパトロール。
- ・ 校外委員でパトロール。
- ・ 腕章のつける場所（ぶら下げは後ろから見えないので）
- ・ 夜のパトロールは懐中電灯を持参
- ・ ビブス着用
- ・ 人がいない・大人が通らない道をパトロールした方が良い。

■次回の地域巡回パトロール活動情報交換会

令和6年2月10日（土） 14時～16時を予定

中原区青少年指導員連絡協議会 令和5年度地域巡回パトロール報告書（7月～）

7月

| 実施日 | 人数 | 時間帯 | 巡回場所（コース） |
|--------|----|-------------|---|
| 12日（水） | 6人 | 20:00~21:00 | 新丸子女子文→新丸子町→丸子通2 |
| 15日（土） | 8人 | 17:50~21:20 | 丸子山王日枝神社連合盆踊り大会1日目 |
| 16日（日） | 8人 | 18:00~21:10 | 丸子山王日枝神社連合盆踊り大会2日目 |
| 21日（金） | 3人 | 20:10~21:30 | 新丸子女子文→新丸子町→丸子通1→東新→八幡町→山王町1→山王町2→親和ビル→新丸子駅 |
| 22日（土） | 2人 | 18:30~20:00 | 小杉神社 |
| 22日（土） | 9人 | 19:00~21:00 | 小杉神社→とどろき亭→中原小学校→小杉十字路→小杉御殿町一丁目会館→西明寺→小杉神社→小杉陣屋町公園→西丸子小学校→等々力緑地駐車場→中部公園事務所→小杉神社 |
| 23日（日） | 5人 | 19:00~21:00 | 小杉神社→西丸子小学校→等々力陸上競技場（裏）→等々力保育園→市民ミュージアム→とどろきアリーナ→催し物広場→等々力野球場→小杉神社 |
| 26日（水） | 9人 | 20:00~20:45 | 上平間公園（盆踊り）→平間公園→FUSOグリーンガーデン→上平間緑地→上平間第二公園→上平間公園（盆踊り） |
| 29日（土） | 9人 | 19:00~21:00 | 陣屋中公園→陣屋公園→等々力ポンプ場→多摩川土手→多摩川河川敷広場→多摩川土手→等々力ポンプ場→陣屋公園→陣屋中公園 今井神社→二ヶ領用水→ガーデンティアラ 公開空地→今井神社 |
| 29日（土） | 6人 | 19:00~21:00 | 神明神社→上小田中公園→中神地公園→宮内小→春日神社→宮内こども文化センター |
| 30日（日） | 6人 | 19:00~21:00 | 陣屋中公園→ローソン陣屋町店→小杉陣屋公園→大西グランド→等々力町会→等々力陸上競技場→等々力駐車場→陣屋中公園 |

8月

| 実施日 | 人数 | 時間帯 | 巡回場所（コース） |
|-------|----|-------------|-------------------------|
| 3日（木） | 9人 | 19:30~20:00 | 下沼部（三社宮盆踊り）下沼部公園、向河原駅周辺 |
| 5日（土） | 7人 | 20:00~20:30 | 平間銀座商店街、平間駅周辺のパチンコ店1店 |
| 5日（土） | 6人 | 15:00~17:45 | 新丸子女子文化センターの「わくわくコンサート」 |

| | | | |
|--------|----|-------------|---|
| 10日(水) | 6人 | 20:00~21:00 | 新丸子子文→新丸子町→東新→八幡町→山王町1→山王町2→新丸子町→新丸子駅 |
| 18日(金) | 3人 | 20:00~21:00 | 新丸子駅→新丸子町→東新→八幡町→丸子通1→丸子通2→天神町→新丸子町→新丸子駅 |
| 18日(金) | 3人 | 20:00~20:30 | 武蔵小杉駅(南口)~向河原駅 |
| 18日(金) | 9人 | 20:00~21:30 | 中原区役所→そらいろ保育園→今井小学校→スギ薬局→法政グランド→さくら公園→今井公園→渋川(南橋)→渋川(今井南橋)→中原区役所 |
| 18日(金) | 5人 | 20:00~20:30 | 武蔵新城駅前広場→クリシマ→新城公園→ゆうゆうロード→アーケード街→武蔵新城駅前交番 |
| 19日(土) | 5人 | 20:00~20:30 | 平間銀座商店街、平間駅周辺のパチンコ店1店 |
| 26日(土) | 7人 | 17:00~17:30 | 平間銀座商店街、平間駅周辺のパチンコ店1店 |
| 26日(土) | 4人 | 19:00~20:30 | こすぎコアパーク(なかはらコアまつり)→中原郵便局→こすぎコアパーク→武蔵小杉東急スクエア→Kosugi 3rd Avenue→餃子の王将 武蔵小杉店→大西学園→日医大→小杉公園(盆踊り)→小杉小学校→小杉公園 |
| 26日(土) | 6人 | 19:30~20:30 | 新城駅前交番前→新城駅前広場→クリシマ→新城公園→ゆうゆうロード→サンモール→新城駅前交番前 |
| 27日(日) | 4人 | 20:00~21:00 | マイバスケット小杉小学校店→小杉公園→タワープレイス→日医大→小杉公園→マイバスケット小杉小学校店 |

9月

| 実施日 | 人数 | 時間帯 | 巡回場所(コース) |
|--------|----|-------------|--|
| 2日(土) | 4人 | 19:00~20:30 | 市ノ坪神社→府中街道→法制通り→今市橋→東横線ガード→伊藤米店→東福寺→吉岡時計店→市ノ坪神社 |
| 9日(土) | 3人 | 17:00~17:30 | 平間商店街、平間公園、八幡神社 |
| 9日(土) | 3人 | 19:00~20:30 | 小杉神社→等々力緑地(サッカー場、いこいの家、テニスコート、陸上競技場)→陸上競技場駐車場→ことりどう→中原小学校→消防団小屋→小杉神社 |
| 10日(日) | 3人 | 17:00~17:30 | 平間商店街、平間公園、八幡神社 |
| 10日(日) | 3人 | 19:00~20:30 | 今井神社→二ヶ領用水→今井神社 |
| 13日(水) | 5人 | 20:00~21:00 | 新丸子駅→新丸子町→東新→八幡町→山王町1→山王町2→親和→新丸子町→新丸子駅 |
| 16日(土) | 5人 | 19:30~20:30 | 関神社境内→フィットケアデポ→上小田中第四公園→大谷戸小→関神社 |
| 17日(日) | 7人 | 19:30~20:30 | 関神社境内→宝蔵寺→セブンイレブン→上小田中北公園→関神社 |
| 30日(土) | 5人 | 19:30~20:00 | 下沼部(三社宮盆踊り)下沼部公園、向河原駅周辺 |

| | | | |
|--------|----|-------------|---------------------------------|
| 30日(土) | 9人 | 20:00~20:50 | 住吉神社→杉山公園→井田子文→井田神社 |
| 30日(土) | 9人 | 19:00~20:30 | 神明神社境内→上小田中公園→中神地公園→新城神社境内→新城公園 |

10月

| 実施日 | 人数 | 時間帯 | 巡回場所(コース) |
|--------|----|-------------|---|
| 1日(日) | 8人 | 17:00~19:30 | 丸子地区行事「丸子の渡し花火」 |
| 1日(日) | 5人 | 20:00~20:50 | 住吉神社→杉山公園→井田子文方面→ライフ井田店→井田公園→井田交番→井田神社 |
| 1日(日) | 9人 | 19:00~20:30 | 神明神社境内→上小田中公園→中神地公園→新城神社境内→上小田中公園 |
| 7日(土) | 5人 | 17:00~18:30 | 中丸子神明大伸パトロール |
| 7日(土) | 5人 | 20:00~21:00 | 住吉神社→オズ通り→住吉高校→中原平和公園→西加瀬交差点→渋川・子ノ神橋→綱島街道→オズ通り商店街→住吉神社 |
| 7日(土) | 7人 | 19:00~20:45 | 春日神社、大戸神社 |
| 8日(日) | 5人 | 19:00~20:45 | 春日神社、大戸神社 |
| 11日(水) | 6人 | 20:00~21:50 | 新丸子駅→新丸子町→丸子通2→天神町→丸子通1→東新→八幡町→山王1→山王2→親和→新丸子町→新丸子駅 |
| 20日(金) | 5人 | 19:50~21:50 | 中原区役所→法制通り→ニケ領用水→バナナ園→御幸陸橋→かっぱ寿司→まいばすけっと平間駅北→ABCハウジング新・川崎住宅公園→市ノ坪さくら公園→にじいろ保育園武蔵小杉→セブン-イレブン川崎中原市ノ坪店→中原区役所 |
| 20日(金) | 3人 | 20:00~21:00 | 新丸子駅→新丸子町→八幡町→山王1→山王2→親和→新丸子町→新丸子駅 |
| 20日(金) | 6人 | 20:00~21:00 | 住吉神社→渋川・矢倉橋→新日本学園南東交差点→木月伊勢町北端→渋川・祇園橋→ライラック保育園前交差点→東横線西側道路→渋川・東横橋→住吉神社 |
| 20日(金) | 5人 | 20:00~21:00 | 武蔵中原駅前広場→下小田中つばき公園→下小田中3丁目公園→江川せせらぎ遊歩道小関橋→武蔵中原駅 |
| 28日(土) | 3人 | 17:00~19:30 | 玉川夏祭り(下沼部小学校校庭及び学校周辺)、多摩川河川敷 |

11月

| 実施日 | 人数 | 時間帯 | 巡回場所(コース) |
|--------|----|-------------|---|
| 8日(水) | 3人 | 20:00~21:30 | 新丸子駅→新丸子町→丸子通2→天神町→丸子通1→東新→八幡町→山王1→山王2→親和→新丸子町→新丸子駅 |
| 10日(金) | 6人 | 20:00~20:30 | 北谷町緑道、平間駅まで |
| 12日(日) | 7人 | 8:00~16:30 | 丸子地区行事「新丸子こども文化センターまつり」 |

| | | | |
|--------|----|-------------|---|
| 17日(金) | 4人 | 20:00~21:40 | 新丸子駅→新丸子町→八幡町→山王1→山王2→親和→新丸子町→新丸子駅 |
| 17日(金) | 5人 | 19:50~20:50 | 中原区役所→こすぎプラザ(パチンコ)→東急スクエア(各店舗)→中原図書館→総合自治会館→小杉こども文化センター→中原区役所 |
| 17日(金) | 7人 | 20:00~21:00 | 住吉神社→プレーメン通り商店街→井田中ノ町商栄会商店街→井田中ノ町交差点→井田杉山公園→井田中学校交差点→国際交流センター前交差点→交流センター南西道路→住吉神社 |
| 17日(金) | 5人 | 20:00~20:30 | 小杉駅南口→北谷町緑道→平間駅→川崎市中部学校給食センター |

12月

| 実施日 | 人数 | 時間帯 | 巡回場所(コース) |
|--------|----|-------------|--|
| 2日(土) | 8人 | 20:00~21:00 | 住吉神社→渋川・矢倉橋→渋川沿い→法政二中高南側→国際交流センター北側→井田中学校交差点→井田杉山町公園→井田神社→井田中ノ町交差点→井田中ノ町商栄会商店街→プレーメン通り商店街→住吉神社 |
| 2日(土) | 7人 | 19:30~20:45 | 大戸こども文化センター上小田中北公園→上小田中西公園→武蔵新城駅 |
| 13日(水) | 4人 | 20:00~21:30 | 新丸子駅→新丸子町→丸子通2→天神町→丸子通1→東新→八幡町→山王1→山王2→親和→新丸子町→新丸子駅 |
| 15日(金) | 7人 | 20:00~21:00 | 中原区役所→小杉御殿町2丁目公園→小杉御殿団地→小杉御殿町公園→こすぎ公園→武蔵小杉タワープレイス→中原区役所 |
| 15日(金) | 6人 | 20:00~20:50 | 住吉神社→木月伊勢町→労災前踏切→平和公園→住吉高校一周→木月住吉町→渋川→木月2丁目町会→伏見稻荷神社(東口商店会)→元住吉駅→住吉神社 |
| 15日(金) | 4人 | 20:00~21:00 | 小杉駅南口→向河原駅→平間駅→平間銀座→川崎市中部学校給食センター→上平間緑地→平間公園 |
| 15日(金) | 5人 | 20:00~21:00 | 武蔵中原駅前広場→富士通の脇を通過して上小田中公園→富士通の周りを回り南部沿線道路へ→上小田中高架下公園→新城公園 |
| 20日(水) | 5人 | 20:00~21:00 | 今井南町会館→三木プーリ→法政通り→四季公園→渋川→今井南町会館 |
| 25日(月) | 5人 | 20:00~21:00 | 今井西町会館→今井西町→今井西町会館 |
| 26日(火) | 4人 | 20:00~21:00 | 今井西町会館→今井西町→今井西町会館 |

1月

| 実施日 | 人数 | 時間帯 | 巡回場所(コース) |
|--------|----|-------------|---------------------------|
| 10日(水) | 6人 | 20:00~21:40 | 丸子9町会全ての巡回 |
| 13日(土) | 9人 | 19:30~20:00 | 玉川小学校→北谷町緑道→平間駅→平間銀座→平間公園 |
| 19日(水) | 6人 | 20:00~21:35 | 基本丸子9町会全ての巡回 |

| | | | |
|--------|----|-------------|--------------------|
| 24日(木) | 3人 | 19:00~20:00 | 今井南町会館→今井南町→今井南町会館 |
| 27日(土) | 8人 | 20:00~20:30 | 平間駅→平間銀座商店街 |

川崎市の青少年指導員制度

川崎市の青少年指導員は、地域社会で青少年の健全な育成活動を積極的に推進するため町内会・自治会等地域の自治組織、子ども会などの青少年関係団体、青少年関係機関、さらには体育指導委員・民生児童委員など地域の青少年指導者と連携をとりながら、地域ぐるみで青少年を育成するための推進役として制度化されました。

本市青少年指導員制度は昭和39年7月にスタートし、331名が委嘱されましたが、以来、活動の活性化とともに増加し、昭和58年からは559名が委嘱されています。本市の青少年指導員に委嘱されますと県知事からも委嘱されるという制度がとられており、県と市が協力して指導員活動の充実に向けて緊密な連携を図っています。

1 青少年指導員の活動

川崎市の青少年指導員制度が発足して以来、社会状況の変化とともに、青少年指導員に対する社会的要求や期待も変化しています。特に、これからの青少年指導員活動には、青少年健全育成のための地域づくりに向けて、関係団体等との連絡調整やその推進役としての役割がますます重要となっています。

また、川崎市青少年指導員設置要綱では、青少年指導員の果たす役割として、地域における積極的な青少年の育成と愛護活動を行うために、次の5つの任務を設定し、それぞれの地域の実情に応じた活動の展開を期待しています。

- ① 青少年の体験活動の促進
- ② 青少年団体の育成と支援
- ③ 青少年に望ましい地域づくり
- ④ 青少年に関する相談と対応
- ⑤ 青少年に関する調査と情報提供

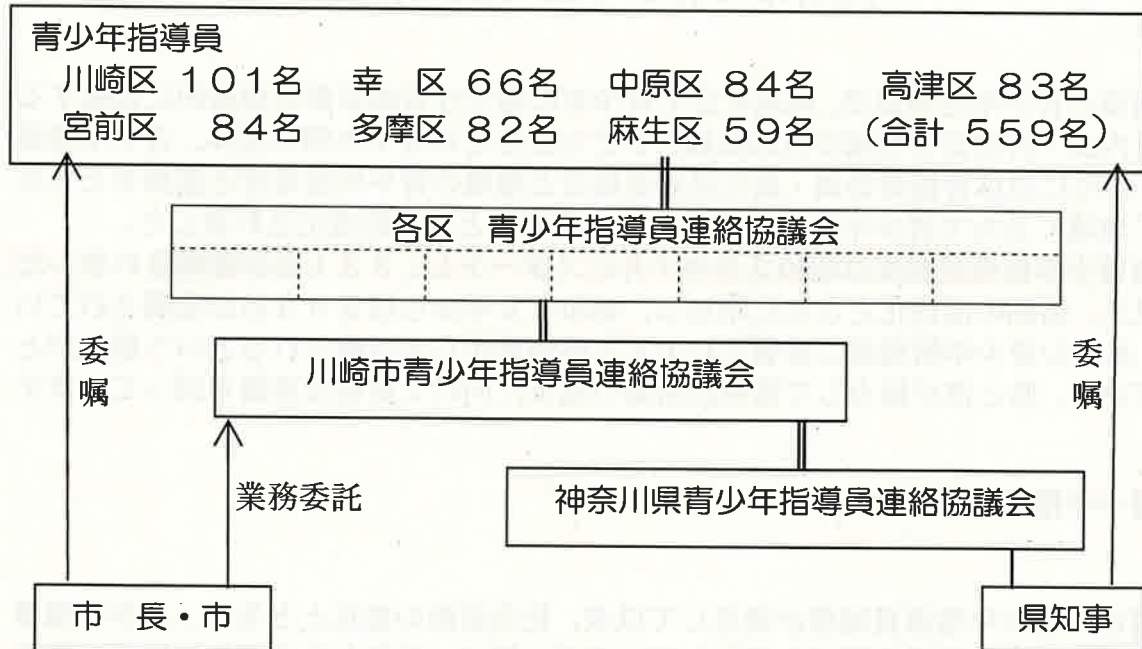
2 青少年指導員の組織

青少年指導員は、個々の活動として推薦母体である町内会・自治会等を中心に、地域の青少年の健全育成に向けた活動を行っています。また、指導員相互の連絡・協議及び、地区全体における青少年の健全育成活動推進のための研究協議、意見の交換等を行っています。

さらに、市および各区には協議会が組織され関係各機関・団体との連携を図っています。

特に、最近の青少年問題は、地域や社会全体に関わる問題ともなっていますので、青少年指導員が一体となり、組織的で総合的な取組が必要とされています。そのため、全市や各区での研修会等も活発に行われています。

川崎市青少年指導員組織図



3 青少年指導員に期待される活動内容

川崎市では、原則として70歳未満の成人で、青少年に対し深い理解と愛情をもって健全な育成に努力されている方を、町内会（自治会）より推薦していただき、委嘱しています。

青少年指導員の方々には、青少年が身近に感じ、また、学ぶことのできる存在として、それぞれの地域における青少年の社会参加を促すよう指導していただくとともに、愛護活動と地域ぐるみでの活動推進の核となっただくことが期待されています。

具体的には、下記のような活動が考えられます。地域の実情に即して活動されるとよいでしょう。

(1) 青少年団体の指導育成と組織化

青少年は自分を取り巻く集団からいろいろな影響を受けるものですが、それが望ましいものであれば、仲間との集団活動によって好ましい人間関係が養われ、青少年の生活はあっという間に豊かなものになります。その意味で、多くの青少年が青少年団体等に加入し、活動することが望ましいわけですが、現在はまだ十分といえない状況です。

そのため、青少年団体活動をあっという間に活発にし、未組織の青少年を組織化していくことが必要です。

- 青少年団体活動の振興、充実のための指導と援助
- 各種団体の協調を図るための連絡調整
- 青少年団体における指導者の養成
- 青少年団体活動の広報及び加入の促進
- 未組織青少年の組織化

(2) 青少年育成組織の強化と地域活動の推進

青少年が明るく健やかに育っていくためには、何よりも大人の協力が必要です。また、地域全体が協力しながら青少年の問題を考えていくことも大切です。そして、青少年指導員には青少年の育成組織や地域活動の推進役としての役割が期待されています。

- 地域住民の連携に向けた意識啓発のための活動
- 地域における青少年の実態と地域活動目標の住民への周知
- 青少年育成のための組織強化と関係機関・団体等との相互連携
- 地域ぐるみで行う青少年育成の諸行事の開催

(3) 社会環境の整備と地域パトロール活動・健全化活動

近年、青少年が被害者あるいは加害者となるような事件が多発するとともに、薬物乱用、性非行などは大きな社会問題となっています。

そのため、青少年にとって健全な育成環境を作り上げていくことが求められています。

- 地域の定期的な巡回パトロール活動及びパトロールに関する各地区及び関係団体等との情報交換
- 地域や団体等への広報啓発活動
- 青少年等への安全指導等
- 非行防止、薬物乱用防止など青少年を取り巻く社会環境健全化活動

(4) 文化・レクリエーション活動の推進

私たちの生活は、テクノロジーの進歩や高度情報化社会の進展により、ますます便利になってきています。しかし、その一方で人間本来の人と人との交流を通じた心のふれあいや異年齢との交流体験の機会が減少しています。

文化的活動やスポーツ行事等を通じて、青少年が多くの人とふれあい、豊かな情操と健全な心身を育てていくことが大切です。

- スポーツ、野外活動、レクリエーション等の活動の普及と指導
- 音楽、演劇、美術等の文化活動の普及と指導
- 地域の伝統芸能、伝統技術、季節的な行事等の紹介等
- その他、青少年の心身、情操、創造性を高める事業等

(5) 青少年に関する相談と愛護指導

青少年は、自らの好奇心や仲間に誘われたりして、ややもすると好ましくない環境に接し、悪い影響を受けたり、非行の原因になったりします。また、青少年自身が困ったり、保護者も子どもの子育てに悩んだりしています。

青少年指導員は、これら青少年や保護者などの声に耳を傾け、指導助言を行うとともに、専門的な問題については、相談機関等の紹介をしていきます。

- 青少年や保護者等からの相談対応
- 児童・青少年電話相談や児童相談所等、公的機関との連携

青少年指導員 地域巡回パトロールの手引

平成30年3月

川崎市青少年指導員連絡協議会



目次

第1章 青少年指導員のパトロール

- 1 青少年指導員が行うパトロールとは P. 1
- 2 地域巡回パトロールの三要素 P. 2

第2章 声掛けについて

- 1 声掛けを行うケース P. 3
- 2 声掛けをする際の心構え P. 3～4
- 3 声掛けの方法 P. 4～6

第3章 パトロール方法

- 1 ルート設定 P. 7
- 2 パトロール体制 P. 7
- 3 パトロールにあたっての注意 P. 7～8
- 4 服装、携帯するもの P. 8
- 5 実施後の報告 P. 8
- 6 パトロール活動に関連した取組 P. 9

第4章 参考

- 1 事例 P. 10
- 2 各種相談機関 P. 11～12
- 3 ホットスポットパトロール P. 13～14
- 4 青少年に関する条例について P. 15～17

第1章

青少年指導員のパトロール

1 青少年指導員が行うパトロールとは

近年、都市化の進展に伴う核家族化や地域との関係の希薄化、共働き世帯の増加や未婚・晩婚化の進行に伴う家族形態の変化等、青少年を取り巻く社会環境が大きく変化している中、児童虐待やいじめ、不登校、非行やひきこもり等、青少年をめぐる問題は複雑化・深刻化しています。

そのような中、青少年が安全に、安心して生活する環境をつくるためには、地域社会全体で子どもを見守り、支えるしくみづくりが必要です。

青少年指導員が行う地域巡回パトロールは、「地域の青少年は、地域で守る」という視点から、青少年の健全育成・非行防止を目的として行うもので、「こんにちは」や「早く帰るんだよ」など、『愛の一声』をかける活動です。

青少年にとって好ましくない行為などを見かけたときは、『愛の一声』により青少年自身が自らの行動を振り返り、危険から心と身体を守り、健全な方向へ向かうように導きます。

また、声掛けを行うことで、青少年指導員と青少年の信頼関係を深めるほか、声を掛けなくとも、青少年指導員が地域を巡回しているという姿を青少年や地域に見せることで、「見守る目」があることを認識してもらう予防的活動という側面もあります。

青少年指導員の役割のひとつとして、「青少年に望ましい地域づくり」が掲げられています。地域における多様な主体の一員として、青少年を見守り、健全に育成するための環境をつくるための手段の一つとして、地域巡回パトロール活動を推進していきましょう。

2 地域巡回パトロールの三要素

青少年指導員が地域巡回パトロールを行うにあたり、3つの重要な要素を紹介します。

愛情

愛情をもち、青少年の立場を尊重し、その青少年の人間性を信頼することが何よりも大切なことです。

良識

常に良識を高め、円満な人格を養い、謙虚であることで、青少年に適切な対応・助言を行うことにつながります。

技術

声掛け技術の善し悪しは、青少年の心を傷つけ、反発を招き、思わぬ出来事が発生することにもつながります。状況に応じた適切な対応をすることが大切です。



第2章

声掛けについて

青少年指導員が行う地域巡回パトロールは「声掛け」が基本です。この章では基本的な声掛けの方法を説明します。

1 声掛けを行うケース

地域巡回パトロールで青少年に声を掛けるのは、次のようなケースと考えられます。

- ・ 青少年の好ましくない行為を見かけたとき（深夜外出など）
- ・ 青少年が被害（危害）に遭う恐れのある状態を見かけたとき
- ・ 青少年が好ましくない行為に走る恐れのある状態を見かけたとき
- ・ 青少年が悪い影響を受ける恐れのある環境や状況にあるのを見かけたとき

このようなとき「愛の一声」を掛け、青少年自身が自らの行動を振り返り、危険から心と身体を守り、健全な方向へ向かうように導きます。

なお、悪質な犯罪や、青少年指導員自身の身に危険が及ぶ恐れがあると判断した場合は、直接声掛けを行わず、警察に連絡するなど、適宜慎重に対応してください。

2 声掛けをする際の心構え

青少年に声掛けを行う時は、次のような心構えを持って接してください。

(1) 青少年の人格を尊重すること

- ・ 青少年は、その人格を尊重し温かく見つめ、接していくことが大切です。
- ・ 「君が悪い」「子どものくせに」といったような、青少年の人格を否定・侮辱するような気持ちや態度は、相手に伝わり、反感・反発を呼びます

ので控えましょう。

- ・ 不用意かつ心ない言動は青少年の心情を深く傷つけ、大人に対する不信感につながりますので注意しましょう。

(2) 青少年の特性を理解すること

- ・ 心身ともに成長期にある青少年は、不安定で周囲の影響を受けやすい反面、教育効果が大きい面もあります。
- ・ 声掛けにあたっては、青少年の心理、行動などの特性を十分に理解し、青少年の立場や言い分をよく聞き、アドバイスすることが大切です。

(3) 公正な立場であること

- ・ 指導員自身の個人的な感情や偏見・先入観を持たずに対応しましょう。青少年を頭から批判したり、大人の考えや価値観、人生観、期待を押し付けたりすることのないよう、気を付けましょう。

(4) 秘密の保持に留意すること（秘密保持の義務）

- ・ 声掛けした青少年に関して知り得たことは、口外しないようにしましょう。青少年からの信頼、時にはパトロールに対する信頼を損なうことに繋がります。

3 声掛けの方法

実際に声掛けを行う際の方法を説明します。相手の状況やタイミングを見極め、適切な声掛けを行いましょ。

(1) 声掛けのタイミング

通りすがりの青少年や、公園等にいる青少年にも「こんばんは」等のあいさつをします。また、気になる行為や態度の青少年への声かけの適否は、青少年と接する上で事後に大きく影響します。声掛けがうまくできたときは、ほぼ成功と言われるほど、重要なポイントとなります。

青少年を周囲の目から守り、青少年に無用な不安や緊張感を与えず、お互

いに話しやすい状況をつくるように、配慮する必要があります。話に割り込んだり、急いでいるのを呼び止めたりしないようにしましょう。また、お互いの顔が見える位置から、ゆっくりと落ち着いて声を掛けましょう。

ただし、声掛けを行うことで、青少年から危害を受ける恐れがあると感じたときは、無理に声掛けを行わないようにしましょう。

●好ましくない行為を発見したときは

- ① 「タイミング」を見極め
- ② 「場所」を選び
- ③ 「自然な態度」で
- ④ 「穏やか言葉」で
- ⑤ 「親しみ（愛情）」をもって
- ⑥ 「身分」を明らかにして

呼び掛けるときは、青少年の性別や年齢・状況に応じて言葉を選びましょう。

「こんばんは（あいさつ）」「ちょっとごめんね、君たち」「ぼく」「きみ」「あなた」等、相手と状況にふさわしい声掛けをしましょう。

年齢に応じた言葉遣いをすることによって、青少年に身近な存在であることを認識してもらい、コミュニケーションを取りやすい環境を作ります。

(2) 助言のしかた

「複数の大人」や「指導員であること」だけで十分に緊張感・威圧感を与えます。必要以上に威圧感や緊張感等を与えない雰囲気を保ち、尋問や詰問等の印象を与えないように注意します。また、挑発に乗ったり、興奮や激怒したりすることなく、冷静な態度で相手の言い分を聞き、気持ちをほぐしてから、適切な助言を行いましょう。

(3) 話の聞き方

青少年の気持ちを汲み取り、話をよく聞いてあげましょう。聞き上手は指導上手です。青少年に共感し、理解することを意識して臨みましょう。

(4) 別れ方

声掛けのしめくりです。青少年と別れる際には、親しみと励ましの言葉を掛け、笑顔で別れるようにしましょう。

「時間をとって悪かったね」「雰囲気をごわしてごめんね」「気をつけて帰ってね」という言葉を掛けるとよいでしょう。

(5) その他

身分の証明を求められた場合は、必要に応じて指導員証を提示してください。



第3章

パトロール方法

この章ではパトロールの方法を説明します。

1 ルート設定

パトロールを行うルートは、地域の実情に合わせて、青少年が集まりやすいポイント・時間帯に設定します。特に青少年の規範が緩み、逸脱行動が生じやすい繁華街等を中心に設定するとよいでしょう。

(例) 繁華街、コンビニエンスストア、祭礼会場など

2 パトロール体制

安全、円滑にパトロールを行うため、必ず複数名で実施しましょう。(安全が確保できるような人数・体制を検討の上、実施しましょう。)

3 パトロールにあたっての注意

パトロールを行う際は、次のことに注意してください。

(1) 服装、態度に気をつける

- ・ 服装を端正にしましょう。(青少年指導員のユニホームを着用します。)
- ・ 酒気帯びでの活動は絶対に避けましょう。
- ・ 活動にふさわしくない大きな荷物など、不要なものは持たないようにしましょう。

(2) 行き過ぎた行為のないようにする

- ・ 青少年の目の前でメモをしたり、手帳に書き込んだりはしないようにしましょう。
- ・ 一人の青少年を、数人で囲んで注意することはしないようにしましょう。
- ・ 青少年の身体や持ち物に触れたり、身体検査、持ち物検査等を行ったり

しないようにしましょう。

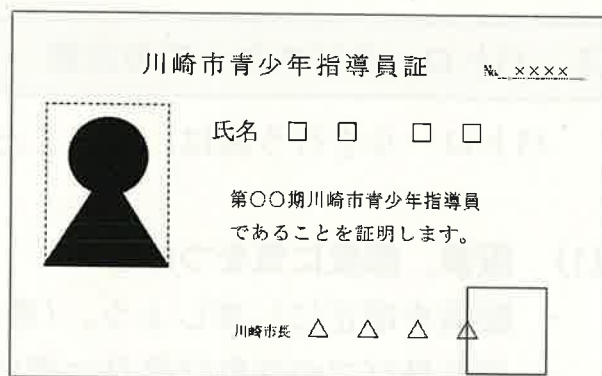
- ・ 青少年の持ち物（たばこ、シンナー等）を預かったり、買い取ったりしないようにしましょう。

(3) 事故防止に努める

- ・ 青少年の中には、相手によっては危険な場合もあるので、熱心に対応するあまり、執拗な追求や身体に触れたり、不用意に危険な場所に入ったり、青少年と口論したりしないよう、注意しましょう。
- ・ 交通事故にあわないよう、注意しましょう。
- ・ 店舗営業者や関係者との間に、無用のトラブルを起こさない配慮が必要です。

4 服装、携帯するもの

- ・ 青少年指導員ユニホーム
- ・ 身分を証明するもの（指導員証、腕章）



※暗い場所や街灯がない場所では、懐中電灯を持参するなど工夫するとよいでしょう。

5 実施後の報告

パトロールの実施後、巡回ルート・参加人数・声掛け内容などを区（地区）連絡協議会事務局に報告してください。怪我や事故、トラブルが発生した場合についても、至急報告してください。

6 パトロール活動に関連した取組

パトロール活動に関連して、各地域の実情に合わせ、様々な工夫をしています。その一部を紹介します。

●区（地区）パトロール委員会

地域のパトロールを効果的に推進するため、パトロールの計画等を中心に行うパトロール委員会を設置しています。パトロール委員は、巡回パトロールの日時や集合場所、コース、メンバー等を定めたり、その連絡、パトロールの情報収集、その他巡回パトロールに関することについて、他の青少年指導員を先導したりしていきます。

※パトロール委員だけでパトロールをするわけではありません。

●パトロール活動情報交換会

青少年指導員と同様に、地域において子どもの安全を守るために校外パトロール等の活動を行っている小・中学校PTAと情報交換を行うことで、より詳しい青少年の動向や地域の犯罪状況、危険場所などを共有し、パトロールをより効果的なものとするため、各区で開催されています。

●他団体との合同パトロール

町会、PTA、小中学校の先生、警察、少年補導員等の他団体等と合同でパトロールを行い、同時に危険箇所や地域の状況について情報交換・共有、交流を行っています。これにより、パトロールする時間帯やルートについて重複や漏れを避け、効率的・効果的に実施できるようにしています。

●パトロール時間帯の工夫

文化祭・運動会など学校のイベントがあった際、開催時間だけではなく、終了後に中高生たちが打上げをして街なかいたむろしているような時間にパトロールしたり、また、部活を途中抜けして1人で帰るような生徒が狙われやすいので、授業終了後と部活終了後の大勢が帰る下校時間だけではなく、その間の隙間時間にパトロールしたり、ピンポイントの時間帯でパトロールするように工夫しています。

●夏季のパトロール

より効果的なパトロールを行うため、通常は19時から開始していますが、夏季は開始時間を20時に遅らせて実施しています。また、夏季は盆踊り、夏祭り等イベントが多く開催されるため、開催場所を重点的にパトロールしています。

●参加しやすい工夫

会社帰りや、私服での参加の方でもパトロールができるよう、フリーサイズのベストを作成し活用しています。

第4章

参 考

1 事 例

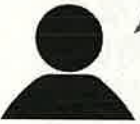
地域巡回パトロールにおいて、実際に青少年指導員が体験した事例を紹介します。

子どもたちの背景を

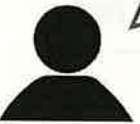


夜中に小学1年生の子がぼつんと一人で公園にいた。事情を聴くと、家に両親がおらず、行き場・居場所が無いので一人で公園に来ているとのこと。子どもの人数が多い場合や、反抗されると難しいが、可能であれば子どもたちとじっくり話して、その背景を知ることが大事。子どもを追い出すのではなく、今後も愛情を持って声掛けをしたいと考えている。

住民にも声掛け



子どもだけでなく通行等をしている大人にも声掛けを行うことで、(青少年が被害に遭わないよう) 犯罪等の抑止効果向上を図るとともに、住民にパトロール活動の周知を図っている。



パトロール中に会う方々には、必ず「こんばんは」と声をかけている。若者たちにも、遅いから帰きなさいとは言わず、同じように声掛けを行っている。初めは怪訝な顔をしていた方々もいたが、今では地域巡回パトロールが浸透していて、声掛けを行うと必ず返事が返ってくる。若者たちも、定期的なパトロール・声掛けにより、地域での見守りが行われていると感じてくれているようで、自ら声を掛けてきてくれる事もある。

2 主な連絡先

●行政関係

| 名称 | 担当部署 | 電話番号 | 所在地 |
|--------|-----------------|--------------|------------------------------|
| 川崎区役所 | 地域振興課地域活動支援係 | 044-201-3133 | 川崎区東田町 8 番地 (パレール三井ビル 7F) |
| | 大師支所区民センター地域振興係 | 044-271-0137 | 川崎区東門前 2-1-1 |
| | 田島支所区民センター地域振興係 | 044-322-1968 | 川崎区鋼管通 2-3-7 |
| 幸区役所 | 地域振興課地域活動支援係 | 044-556-6609 | 幸区戸手本町 1-11-1 |
| | 日吉出張所地域振興担当 | 044-599-1121 | 幸区南加瀬 1-7-17 |
| 中原区役所 | 地域振興課地域活動支援係 | 044-744-3159 | 中原区小杉町 3-245 |
| 高津区役所 | 地域振興課地域活動支援係 | 044-861-3144 | 高津区下作延 2-8-1 |
| | 橘出張所地域振興担当 | 044-777-2355 | 高津区千年 1362-1 |
| 宮前区役所 | 地域振興課地域活動支援係 | 044-856-3135 | 宮前区宮前平 2-20-5 |
| | 向丘出張所地域振興担当 | 044-866-6461 | 宮前区平 1-1-10 |
| 多摩区役所 | 地域振興課地域活動支援係 | 044-935-3133 | 多摩区登戸 1775-1 |
| | 生田出張所地域振興担当 | 044-933-7111 | 多摩区生田 7-16-1 |
| 麻生区役所 | 地域振興課地域活動支援係 | 044-965-5113 | 麻生区万福寺 1-5-1 |
| こども未来局 | 青少年支援室 | 044-200-2669 | 川崎区宮本町 1 |

●警察関係

| 名称 | 電話番号 | 所在地 |
|---------|----------|-----------------|
| 川崎警察署 | 222-0110 | 川崎区日進町 25-1 |
| 川崎臨港警察署 | 266-0110 | 川崎区池上新町 2-17-14 |
| 幸警察署 | 548-0110 | 幸区南幸町 3-154-4 |
| 中原警察署 | 722-0110 | 中原区小杉町 3-256 |
| 高津警察署 | 822-0110 | 高津区溝口 4-5-1 |
| 宮前警察署 | 853-0110 | 宮前区宮前平 2-19-11 |
| 多摩警察署 | 922-0110 | 多摩区柘形 3-1-1 |
| 麻生警察署 | 951-0110 | 麻生区古沢 86-1 |

●子どもに関する相談

【青少年に関する相談と対応】に関連する事業等

子どもに関する主な相談機関を掲載しています。

(1) 各区地域みまもり支援センター（健康福祉ステーション）

【子ども・子育てに関する相談】

受付時間：平日 8:30～17:00（祝日・年末年始除く）

| | | | |
|------|----------|-----|----------|
| 川崎区 | 201-3214 | 高津区 | 861-3259 |
| 大師地区 | 271-0145 | 宮前区 | 856-3302 |
| 田島地区 | 322-1978 | 多摩区 | 935-3101 |
| 幸区 | 556-6693 | 麻生区 | 965-5234 |
| 中原区 | 744-3261 | | |

(2) 児童・青少年電話相談

【子ども・青少年の電話相談】 542-1567

受付時間：平日 9:00～20:00（祝日・年末年始除く）

(3) 児童虐待防止センター

【虐待通報や子育て不安に関する相談】 0120-874-124

受付時間：24時間いつでも電話受付しています。

(4) 川崎市総合教育センター

【電話相談】 541-3633

受付時間：毎日 9:00～18:00（年末年始除く）

【子ども専用電話相談】 844-6700

受付時間：平日 9:00～16:30（祝日・年末年始除く）

【子どもに関するネットいじめやトラブルの相談】 844-3638

受付時間：平日 8:30～20:15（祝日・年末年始除く）

ただし、12:00～12:45、18:00～18:45 除く

【来所面接相談（事前申込が必要です）】

塚越相談室 541-3633 / 溝口相談室 844-3700

受付時間：平日 9:00～17:00（年末年始除く）

(5) 川崎市教育委員会

【ダイヤルSOS】 200-3288

受付時間：平日 9:30～17:00（祝日・年末年始除く）

【電話相談ホットライン（体罰や先生との関係の悩み）】 200-3289

受付時間：平日 9:30～17:00（祝日・年末年始除く）

(6) 川崎市人権オンブズパーソン

【子どもあんしんダイヤル（子ども専用）】 0120 - 813 - 887

【子ども相談電話（大人の方）】 813-3110

受付時間：いずれも月・水・金 13:00～19:00、土 9:00～15:00
（祝日・年末年始除く）

(7) 児童相談所

【子どもの相談】

受付時間：平日 8:30～17:00（祝日・年末年始除く）

こども家庭センター（川崎区・幸区・中原区担当） 542-1234

中部児童相談所（高津区・宮前区担当） 877-8111

北部児童相談所（多摩区・麻生区担当） 931-4300

3 ホットスポットパトロール

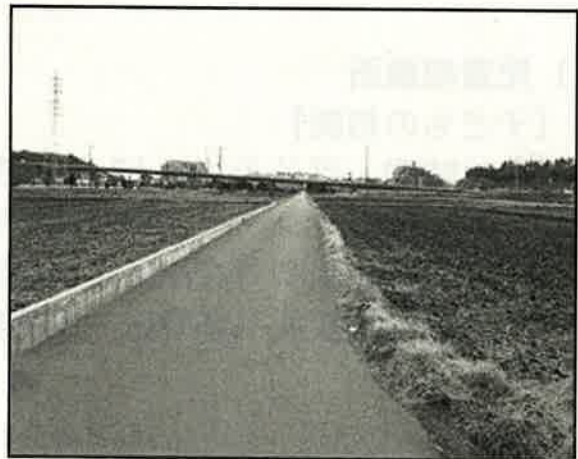
犯罪は「入りやすく」＋「見えにくい」場所（ホットスポット）で起こりやすいとされています。これは、犯罪を起こす「人」に注目するのではなく、「場所」に注目する考え方です。犯行を行う「人」を外見で判断することは難しいですが、条件を満たす「場所」を判断することができれば、対策しやすくなります。普段からこうしたホットスポットがないか意識しながらパトロールすることも有効でしょう。

● 「入りやすく」＋「見えにくい」場所とは



①塀に囲まれているような場所

周囲からの視線が遮られるため見えにくく、犯罪が起きやすい場所です。



②人の視線がない場所

一見、見通しがよくても、視線そのものが無いので見られにくく、犯罪が起きやすい場所です。



③落書きやごみが放置されている場所

落書きやごみ等が放置されている場所は、地域の関心が低く、犯罪が起きやすい場所と言えます。



④不特定多数の人が集まる場所

多くの人が集まり、お互いの注意力が散漫になるため、見られにくく、犯罪が起きやすい場所です。

●対して、安全な場所とは



①入りにくく見えやすい公園

車止めがあるため入りにくく、公園を囲むフェンス等も視界が確保されているため、安全な場所と言えます。



②ガードレールのある道路

ガードレール設置されており、歩道と車道が明確に分かれています。また、歩道側には花が咲いており、地域の目が行き届いた安全な場所と言えます。

出典：藤沢市「ふじさわ防犯ハンドブック」

ホットスポットパトロールとは、「入りやすく見えにくい」場所に15分程度滞留することで、犯行を諦めさせ、犯罪抑止に効果的と言われている方法です。上記の条件に加え、青少年が集まるような場所において、青少年による非行や、青少年が巻き込まれる犯罪を未然に防ぐため、地域の実情に合わせて取り入れてみてもよいでしょう。



4 青少年に関する法令について

●青少年の深夜外出について

(1) 青少年の深夜外出は禁止されています。

青少年（18歳未満）のみでの深夜外出（午後11時～午前4時）は、犯罪被害に遭う危険性が高まるため、禁止されています。

【神奈川県青少年保護育成条例】

第24条 保護者は、特別の事情がある場合のほかは、深夜（午後11時から午前4時までの間をいう。以下同じ。）に青少年を外出させてはならない。

- 2 何人も、正当な理由なく保護者の囑託又は承諾を得ないで、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。
- 3 何人も、深夜に外出している青少年に対しては、その保護及び善導に努めなければならない。ただし、青少年が保護者から深夜外出の承諾を得ていることが明らかである場合は、この限りでない。

また、生活習慣の乱れを引き起こしたり、深夜外出への抵抗感を下がることにつながるため、保護者同伴での深夜外出も控えるべきです。

※緊急時、野外活動、夜勤など特別な場合を除く。

【神奈川県青少年保護育成条例】

第25条 保護者は、日常生活上必要である場合、青少年の健全な育成に資すると認められる場合その他の特別の事情がある場合のほかは、深夜に青少年を同伴して外出しないように努めなければならない。

(2) 保護者同伴でも深夜に入場できないお店があります。

カラオケボックス、インターネットカフェ・まんが喫茶には、保護者同伴でも深夜の入場はできません。

【神奈川県青少年保護育成条例】

第26条 次に掲げる施設（次条第1項の規定により指定されたものを除く。）を経営する者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜においては、当該営業の施設に青少年を立ち入らせてはならない。

- (1) 個室を設けて当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる施設
- (2) 設備を設けて客に主に図書類を閲覧させ、若しくは観覧させ、又は客にインターネットの利用により情報を閲覧させる施設（図書館法第2条第1項に規定する図書館を除く。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、深夜に営業を行う施設で、その営業の内容が青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものとして規則で定める施設

●未成年者の喫煙・飲酒について

(1) 未成年者の喫煙・飲酒の禁止

未成年者（20歳未満）の喫煙・飲酒は、心身に様々な悪影響を及ぼしたり、規範意識の低下や非行に繋がる恐れがあるため、法律で禁じられています。

【未成年者喫煙禁止法】

第一条 満二十年ニ至ラサル者ハ煙草ヲ喫スルコトヲ得ス

【未成年者飲酒禁止法】

第一条 満二十年ニ至ラサル者ハ酒類ヲ飲用スルコトヲ得ス

(2) 保護者が努めるべきこと

- ◆ 日頃から家族で話し合う時間を持ち、お子さんの喫煙や飲酒を未然に防止しましょう。

【神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例】

第4条 保護者は、その監督保護に係る青少年の喫煙及び飲酒を未然に防止するよう努めなければならない。

- ◆ たばこや酒類の自動販売機用の成人識別カードはお子さんに使用させないでください。

【神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例】

第7条第1項 何人も、青少年に対し、喫煙又は飲酒を勧め、又はそのための場所を提供し、若しくは周旋してはならない。

- ◆ たばこや酒類の買物をお子さんに頼まないようにしましょう。

【神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例】

第7条第2項 何人も、青少年に対し、みだりにたばこ又は酒類の購入を依頼してはならない。

(3) 事業者が努めるべきこと

- ◆ 青少年と思われるお客様にたばこや酒類を販売・提供する際には、証明書等により年齢を確認しなければなりません。

【神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例】

第8条 販売業者は、たばこ又は酒類を購入しようとする者が青少年であると思料するときは、その者の年齢又は生年月日を確認するために必要な書類で規則で定めるもの（次項において「証明書等」という。）の提示を求め、その者の年齢を確認しなければならない。

2 飲食店等営業者は、酒類の供与又はたばこの購入を依頼する者が青少年であると思料するときは、証明書等の提示を求め、その者の年齢を確認しなければならない。

- ◆ たばこや酒類の自動販売機には、青少年が利用できない処置を講じなければなりません。

【神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例】

第9条 販売業者は、自動販売機によりたばこ又は酒類を販売するときは、規則で定めるところにより、当該自動販売機によりたばこ又は酒類を購入しようとする者の年齢を確認するために必要な措置を講じなければならない。

- ◆ 青少年に売らない・与えない工夫を自ら考え、実行しましょう。また、県が実施する調査に御協力をお願いします。

【神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例】

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、青少年の喫煙及び飲酒を防止するための社会環境の整備に自主的かつ積極的に取り組むとともに、県が実施する青少年の喫煙及び飲酒の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

花と緑の祭典 全国都市緑化かわさきフェア

秋 2024 (令和6年) 10.19 (土) ▶ 11.17 (日)
春 2025 (令和7年) 3.22 (土) ▶ 4.13 (日)

会場
富士見公園
等々力緑地
生田緑地

国内最大級の花と緑のイベントが川崎で!!!

Green For All KAWASAKI 2024

みどりで、つなげる。
みんなが、つながる。

かわさきフェアのプレ事業が動きだしています

川崎市交通局ラッピングバス



富士見公園・等々力緑地・生田緑地の会場周辺を走って、かわさきフェアをPRしています!

かわさきフェア1年前イベント



「趣味の園芸やさいの時間」の番組公開収録やトークイベントなどを開催!2,000人以上の応募から当選した市民の皆さまと一緒にかわさきフェアに向けて盛り上がりました!

問合せ 川崎市建設緑政局緑化フェア推進室 ☎044-200-1736 ✉53grfair@city.kawasaki.jp

2024年、川崎市は市制100周年

川崎市市制100周年 ニュースレター News Letter

【創刊号】令和6(2024)年1月発行

Colors, Future!
いるいるって、未来。
川崎市

COLORS
FUTURE!
ACTIONS
KAWASAKI 100th

Green For All
KAWASAKI
2024

大正13(1924)年、川崎町と大師町、御幸村の合併で誕生した川崎市は、いよいよ市制100周年イヤーに突入り、7月1日に市制100周年を迎えます。人口5万人から始まった川崎市は、政令指定都市として人口154万人を擁する大都市に成長し、多くの先端産業が集積するとともに、スポーツ・音楽など多彩な魅力を持つ都市として、今なお成長を続けています。

市制100周年に向けて、市全体を盛り上げ、「あたらしい川崎」を生み出していくため、まちで暮らす人、学ぶ人、働く人、そして企業や団体、「みんなが主役の100周年」、このニュースレターでは、市制100周年をきっかけにみんなが川崎を「知って、関わって、好きになって」いく多彩な記念事業の取組を伝えていきます。

これからはじまる
Colors, Future! Actions
さあ、いっしょに。

100th

2024年、川崎市は市制100周年

発行 川崎市市制100周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア実行委員会
(実行委員会には350を超える企業・団体が参画し、オール川崎市で取組を進めています)

問合せ 事務局 川崎市総務企画局シティプロモーション推進室 ☎044-200-1217 ✉17skinen@city.kawasaki.jp

100周年記念事業のコンセプト

100周年の歴史的な節目は、未来に向けた「あたらしい川崎」を生み出していく絶好のスタートライン。

川崎の多彩な魅力を一言で表現するブランドメッセージ「Colors,Future! いろいろって、未来。」に込められた「多様性を認めあい、つながりあうことで、新しい魅力や価値を生み出すことができるまちを目指していく」ため、市民・企業・団体・行政「オール川崎市」の掛け合わせで、さまざまな「アクション」を生み出していきます。

Colors, Future!

いろいろって、未来。

多様性は、あたたかさ。多様性は、可能性。

川崎は、1色ではありません。

あかるく。あざやかに。重なり合う。

明日は、何色の川崎と出会う。

次の100年へ向けて。

あたらしい川崎を生み出している。



川崎市

15のアクションテーマ

「アクションを起こそう!」といっても、なにをすればよいか? さまざまな主体が「もっと川崎がよくなる」「もっと川崎を好きになる」100周年を契機とした活動を企画するための「目印」として作られたのが「15のアクションテーマ」。

いつも実践していることを100周年にちなんで+αするのでも、仲間と一緒になにか新しいことを始めるのでもOK、オール川崎市で活動を生み出していきましょう。

- ACTION 01 グリーン・コミュニティ
- ACTION 02 プランディング
- ACTION 03 ビジネス・インキュベーション
- ACTION 04 ネット・ジェネレーション
- ACTION 05 名物・フード
- ACTION 06 テアアップ
- ACTION 07 ナイトタイム・エコノミー
- ACTION 08 サステイナブル
- ACTION 09 イベント・祭
- ACTION 10 Well-being
- ACTION 11 グローバル
- ACTION 12 アート&ミュージック
- ACTION 13 スポーツ
- ACTION 14 学び
- ACTION 15 安全・安心

第41回 全国都市緑化かわさきフェア

市制100周年記念の象徴的事業として、国内最大級の花と緑の祭典「緑化フェア」を秋と春に市内3会場で開催します。緑化フェアでは企業・団体による出展花壇などの花と緑のコンテストや、皇室をお迎えする全国都市緑化祭のほか、みどりや食や音楽、スポーツを楽しむイベントなど、開催期間中にさまざまな取組を展開していきます。



Green For All KAWASAKI 2024

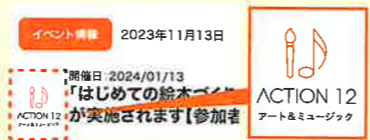


イベントカレンダーのご案内

100周年のイベントを探して、参加して、自分で起こして、みんなに発信しよう!



ウェブサイトのイベントカレンダーでは、市内各地で開催されるさまざまな100周年イベントを紹介しています。開催日、開催場所、アクションテーマなどから川崎市で起こるいろいろなイベントを探して、ぜひ参加してください。



アクションテーマでイベントを探せます↑

市民の皆さんが起こすアクションもオール川崎市で進める100周年の取組の一つの形。ウェブサイトでは皆さんのアクションを登録し、発信することもできます。きっとそこから新しいつながりも生まれてくるはず。この「つながり」こそが「川崎らしい100周年」です。100周年をきっかけに、みんなで川崎を「知って、関って、好きになって」いきましょう!

↑アクションの登録画面

ウェブサイトやSNSで市制100周年やかわさきフェアの情報をいち早くお届けします!

各二次元コードよりアクセスしてください



市制100周年公式ウェブサイト



川崎市シティプロモーション公式X



川崎市シティプロモーション公式Instagram



全国都市緑化かわさきフェア公式ウェブサイト



全国都市緑化かわさきフェア公式X



全国都市緑化かわさきフェア公式Instagram

令和5年度の1年間は、100周年本番に向けた機運を高めるプレ事業期間すでに、さまざまな素敵なアクションが動き出しています

記念事業をリードする実行委員会主催事業

みんなの川崎祭 令和5年11月5日

車道を歩いて楽しめる空間にする「みんなの川崎祭」を市役所通りで初開催しました。音楽・スポーツ・アートなどの川崎の魅力を集結したステージや飲食・休憩スペースを設置し、約40,000人の来場者にイベントを楽しんでいただきました。令和6年度は「かわさきフェア」と時期を合わせて開催する予定です。



Colors,Future! Summit2023

令和5年11月5日~26日

市内3会場で行った川崎の未来を考える19のトークセッションと、市内各地で人気の17イベントをデジタルスタンプラリーで繋ぎ、川崎の魅力を再発見いただく回遊型フェスティバルを組み合わせて開催した「Colors,Future! Summit」。令和6年度は、今回以上に訪れる方が多様な楽しみ方ができるイベントにいきます。



↑トークセッションの様子

トークセッションの様子は公式ウェブサイトでも公開しています→



川崎市による一歩先を目指す+αのチャレンジ

インクルーシブ音楽プロジェクト いろいろねいろ♪

音楽を通じて多様性や包摂について楽しみながら感じることでできるプログラム「インクルーシブ音楽プロジェクト」が始動。ワークショップやライブなどインクルーシブ音楽に触れる活動を展開



100周年の機運を高めた なかはらコアまつり

武蔵小杉駅前のこすぎコアパーク等で開催したこのイベントには約14,000人が来場し大盛況。市制100周年を迎える今年のコアまつり本番が待ち遠しい



裾野ひろがる100周年の活動 キングスカイフロント OPENDAY

未来を担う中学生がキングスカイフロントにて世界最先端の研究開発に触れて学びました



企業・団体・市民による活動が 市制100周年を盛り上げています



グリーンバード川崎駅チームとスターボックス コーヒー 川崎地区7店舗による目指せ「100人ゴミ拾い」



世界各地のコーヒー豆を厳選した100周年記念コーヒーで川崎の多様性を表現



小杉小学校の児童が100周年花壇をデザインしました



麻生区にあるエンターテインメント会社です。川崎100周年を記念し100個のイベントを開催します!



ヒートアップはプロレスで関わる皆様と一緒に川崎を、100周年を盛り上げます! さあ、みんなと一緒に「HEAT-UP!!」



富士通株式会社 川崎工場は、壁面ライトアップで川崎市市制100周年を盛り上げました

いよいよ市制100周年イヤーを迎え、これから年間を通して市内全域でいろんなアクションが広がっていきます。ニュースレターでは100周年記念イベントをどんどん発信していきます!

募集

100周年特製コースターと一緒に100周年を盛り上げる飲食店を募集

「100周年特製コースター」をお店で使用し、その様子をSNSで発信する飲食店を募集します(先着順で約20店舗)。特製コースターを使用していただいている様子は100周年のウェブサイトやインスタグラムでも紹介します!

申込はこちらから→



市制100周年記念事業の協賛金を募集中

←詳しい内容や申込方法はこちら
ニュースレター次号から、御協賛企業・団体の取組や企業・団体名の掲載を予定しています



あなたも

受講料無料

かざぐるまを作れます。

～かざぐるま指導者養成講座～

中原区内のイベントで大好評の手作리카ざぐるまの作り方を学びます。
作り方を学んだ後は地域のイベントで子どもたちに作り方を教えることができます。



地域の子どもたちのために、かざぐるまを作ってみませんか!?



日時：2月21日（水）午後2時～3時

3月13日（水）午後2時～3時

※どちらか1日だけでも参加できます。

場所：中原区民交流センターなかはらっぱ会議室
（中原区役所5階）

〒211-8570 川崎市中原区小杉町3丁目245番地

【申し込み方法】

電話またはメールで下記の内容をお伝えください。

①お名前 ②電話番号 ③メールアドレス ④参加希望日

【申し込み／問い合わせ先】

まちづくり推進委員会ゆかりの会

電話：090-7220-4402（濱岡）、090-2152-0266（鈴木）

メール：hanakona@fg7.so-net.ne.jp

2月15日
締め切り